

学校法人新田塚学園運営会議規定

(設置)

第1条 この規定は、学校法人新田塚学園寄附行為実施規則第6条及び学校法人新田塚学園組織規則第15条の規定に基づき、学校法人新田塚学園（以下「本法人」という。）の運営会議について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 運営会議は、理事長の諮問機関として、理事会と教学間の意思疎通を図り、また、本法人並びに福井医療大学の管理及び運営の基本的事項を審議することを目的とする。

(構成)

第3条 運営会議の委員は次の職員をもって組織する。

- (1) 理事長(議長)
 - (2) 専務理事
 - (3) 事務長
 - (4) 学長
 - (5) 副学長
 - (6) 学部長及び研究科長
 - (7) リハビリテーション学科長及び看護学科長
 - (8) 事務部長
 - (9) 事務課長
 - (10) 本法人の職員で、理事長が必要と認めた者
- 2 前項の規程にかかわらず、理事長が必要と認めた場合、学外者を加えることができる。

(審議事項)

第4条 運営会議は次に掲げる事項について審議する。

- (1) 諸規定の改廃
 - (2) 学生募集、入学試験に関する基本的事項
 - (3) 自己点検評価（認証評価）に関する基本的事項
 - (4) 教員の人事に関する事項
 - (5) その他、理事会と教学間で必要と思われる事項
- 2 前項第2号について、入学試験の実施については別に定める。

(会議の開催)

第5条 運営会議は、原則として毎月1回開催する。ただし、理事長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

(庶務)

第6条 運営会議における議事録作成等の庶務は、事務課において行う。

(規程の改廃)

第 7 条 この規定の改廃は、運営会議構成員の過半数の賛成を得て、理事会の承認を受けなければならない。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。